

整理番号	28008
評価対象年度	令和3年度
編成区分	当初

事務事業評価(事前)シート

提出日	令和2年11月13日
事業担当課	こども健康課
担当者・内線	酒井・4663

《基本情報》

事務事業名	産前産後支援事業費(産後ケア事業の利用期間の延長)		<input type="checkbox"/> 新規
			<input checked="" type="checkbox"/> 拡大
基本施策	F4 安心して子どもを生み育て、子どもの健やかな育ちを図ります		
基本施策の目的 (対象と意図)	対象	意 図	
	子どもが	健康に生まれ健やかに育っている。	
個別施策	F4-1 母と子の健康増進を図ります		
個別施策の目的 (対象と意図)	対象	意 図	
	妊産婦及び乳幼児が	健康な生活を過ごしている。	

《事業の目的及び現在の取組み概要等》

現状・問題点	産前産後の母親の育児不安やうつ状態が子どもの虐待の誘因になることが指摘されているなかで、母子保健法が改正され、産後ケア事業は、出産後1年を越えない女子及び乳児への実施を努力義務とし、令和3年4月1日から施行されることになった。現在、長崎市の利用期間は、ショートステイが産後3か月未満、デイケアが産後4か月未満であるが、低出生体重児等で長期入院した場合や、核家族化の進行等で産婦の精神的負担が増大するなか、必要な産婦が利用できなくなる可能性がある。
目標(誰(何)をどのような状態にしたいのか)	必要な対象者が事業を利用することにより、育児不安の軽減や産後うつ予防につながる。
課題(どういことをする必要があるので)	産後ケア事業の利用期間を延長することで、事業が必要な人が利用できる体制を整える必要がある。

上記の問題点に対して現在行っている事業の有無	有・ <b>無</b> ※有の場合は事業概要を添付(委員会資料等)
当該新規・拡大事業を行うにあたり、縮小・統合・廃止する事業	有・ <b>無</b> ※有の場合は事業概要を添付(委員会資料等) 新規・拡大事業を行うためには、今までやってきた取組みを検証し、成果や効果が低い事務事業の終了も含めた「選択と集中」に努めることが不可欠です。

《事業の概要》

事業の具体的内容 (対象、事業主体、事業期間、総事業費、事業費内訳等記載)	<p>&lt;ショートステイ&gt; (内容)心身の体調不良や強い育児不安があり、出産した医療機関を退院後も入院による保健指導が必要な産婦と新生児を宿泊させ、母体の回復及び母子へのケア及び育児指導、保健指導を行う。</p> <p>利用期間の延長については、委託先医療機関の安全性の確保等の観点から、現在、最長6か月未満で調整している。また業務の見直しに伴い、今回、委託料についても併せて検討する。</p>																					
	<table border="0"> <tr> <td>&lt;変更前&gt;</td> <td>&lt;変更後&gt;</td> </tr> <tr> <td>・対象:産後3か月未満の産婦と乳児</td> <td>・対象:産後6か月未満の産婦と乳児</td> </tr> <tr> <td>・利用上限:原則2泊3日まで(但し、市長が必要と認めたときは、6泊7日を限度)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※変更予定なし</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・1泊2日利用料(母子利用)</td> <td>・1泊2日利用料(母子利用)</td> </tr> <tr> <td>課税世帯</td> <td>課税世帯</td> </tr> <tr> <td>委託料 16,350円、自己負担額 4000円</td> <td>委託料 29000円、自己負担額 4000円</td> </tr> <tr> <td>非課税世帯</td> <td>非課税世帯</td> </tr> <tr> <td>委託料 20,350円、自己負担額 0円</td> <td>委託料 33000円、自己負担額 0円</td> </tr> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td>生活保護世帯</td> </tr> <tr> <td>委託料 20,350円、自己負担額 0円</td> <td>委託料 33000円、自己負担額 0円</td> </tr> </table>	<変更前>	<変更後>	・対象:産後3か月未満の産婦と乳児	・対象:産後6か月未満の産婦と乳児	・利用上限:原則2泊3日まで(但し、市長が必要と認めたときは、6泊7日を限度)		※変更予定なし		・1泊2日利用料(母子利用)	・1泊2日利用料(母子利用)	課税世帯	課税世帯	委託料 16,350円、自己負担額 4000円	委託料 29000円、自己負担額 4000円	非課税世帯	非課税世帯	委託料 20,350円、自己負担額 0円	委託料 33000円、自己負担額 0円	生活保護世帯	生活保護世帯	委託料 20,350円、自己負担額 0円
<変更前>	<変更後>																					
・対象:産後3か月未満の産婦と乳児	・対象:産後6か月未満の産婦と乳児																					
・利用上限:原則2泊3日まで(但し、市長が必要と認めたときは、6泊7日を限度)																						
※変更予定なし																						
・1泊2日利用料(母子利用)	・1泊2日利用料(母子利用)																					
課税世帯	課税世帯																					
委託料 16,350円、自己負担額 4000円	委託料 29000円、自己負担額 4000円																					
非課税世帯	非課税世帯																					
委託料 20,350円、自己負担額 0円	委託料 33000円、自己負担額 0円																					
生活保護世帯	生活保護世帯																					
委託料 20,350円、自己負担額 0円	委託料 33000円、自己負担額 0円																					

事業の具体的内容 (対象、事業主体、事業 期間、総事業費、事業 費内訳等記載)	<p>&lt;デイケア&gt; (内容) 保健指導の必要性に応じ、半日(4時間以内)利用する。産婦の母体の管理及び、生活面の指導、乳房管理、沐浴・授乳等の指導、その他必要な保健指導、他の産婦との交流を行う。実施については、産科医療機関及び県助産師会へ委託しており、利用期間の延長については、産後1年未満で調整している。但し委託先医療機関実施分は、安全性の確保等の観点から、最長6か月未満とする予定。また業務の見直しに伴い、今回、委託料についても併せて検討する。</p>						
	<p>&lt;変更前&gt; (対象)産後4か月未満の産婦と乳児 ・利用上限:原則2回(但し、市長が必要と認めたときは、3回を限度) ※変更予定なし ・1回当たりの利用料 課税世帯 自己負担額 1300円、委託料 5300円 非課税世帯 自己負担額 0円、委託料 6600円 生活保護世帯 自己負担額 0円、委託料 6600円</p>		<p>&lt;変更後&gt; (対象)産後12か月未満の産婦と乳児 課税世帯 自己負担額 1300円、委託料 7500円 非課税世帯 自己負担額 0円、委託料 8800円 生活保護世帯 自己負担額 0円、委託料 8800円</p>				
<p>【事業期間】平成28年度～ 【総事業費】3,438千円(産前産後事業全体) 【事業費内訳】令和3年度 報償費 15千円 需用費 27千円 役務費 53千円 委託料 3,309千円 使用料及び賃借料34千円 【補助率】・産後ケア事業 国1/2、市1/2</p>							
業務量の増減	・9.5時間の増 ((ショートステイ3件×1h)+(デイケア13件×0.5h))						
市民等の参画と協働のまちづくり (取組みに☑をし、その内容を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> 情報共有 <input type="checkbox"/> 参画 <input type="checkbox"/> 協働						
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰り返し <input type="checkbox"/> 期間限定 ( 年度～ 年度 )						
予算額	金額(千円)	国	県	地方債	その他	一般財源	
	当年度	1,963	981	0	0	0	982
	総額						
財源名称	・母子保健衛生費国庫補助金 1/2						
成果(活動)指標	指標(単位)	産後ケア事業利用者で育児不安が軽減した産婦の割合(%)					
	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
	目標値	100	100	100	100	100	
	成果指標及び目標値の説明	<p>育児不安を持つ産婦の体調不良の回復と育児不安の軽減を図ることが目的であるため、産後ケア事業利用者で育児不安が軽減した産婦の割合を成果指標とした。 産後ケア事業利用者全員の育児不安が軽減することを目標とした。</p>					

## 評価結果

### (1) 今後の事業の方向性と理由

<input checked="" type="checkbox"/> 採択	<input checked="" type="checkbox"/> 所管案のとおり	<input type="checkbox"/> 事業のやり方改善	<input checked="" type="checkbox"/> 事業規模拡大	<input type="checkbox"/> 事業規模縮小
<input type="checkbox"/> 不採択	<input type="checkbox"/> 事業統廃合	<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 一部不採択	<input type="checkbox"/> 企画不十分			

### (2) 評価会議における指摘事項

産前産後の母親の育児不安やうつ状態が子どもの虐待の誘因となることが指摘されているなか、母子保健法が改正され、産後ケア事業について、出産後1年を越えない女子及び乳児への実施を努力義務とし、令和3年4月1日から施行されることとなった。

そのため、産後ケア事業（デイケア、ショートステイ）について利用期間を延長し、併せて委託料の改定を行うものである。

核家族化の進行等で産婦の精神的負担が増大するなか、必要な対象者が事業を利用できることにより、育児不安の軽減や産後うつの予防につながり、ひいては子どもの健やかな育ちにつながることから事業の実施は適当である。